

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○県営土地改良事業計画の縦覧（二件）

（農村振興課）

一

○港湾施設の概要

（港湾課）

一

正 誤

○宮城県公報第四八九号（令和六年三月二十六日付け）中

一

○宮城県公報令和六年号外第一五号（令和六年三月二十九日付け）中

二

告 示

○宮城県告示第四百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営下余田2期地区
土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の
日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和六年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年七月九日から令和六年八月七日まで

三 縦覧場所

名取市役所

○宮城県告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営金ヶ瀬西地区土
地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の
日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和六年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年七月九日から令和六年八月七日まで

三 縦覧場所

大河原町役場

○宮城県告示第四百七十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定
により、仙台塩釜港仙台港区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港港務事務所において縦覧に供する。

令和六年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種 類	施 設 名	位 置	構 造	数 量・能 力	備 考
荷さばき施 設軌道走 行式荷役機	ガントリーク レーン三号機	仙台市宮城野区 蒲生字町	橋型クレーン	五〇トン	新規
荷さばき施 設軌道走 行式荷役機	ガントリーク レーン三号機	仙台市宮城野区 中野字高松	橋型クレーン	五〇トン	廃止

正 誤

○宮城県公報第四八九号（令和六年三月二十六日付け）中

ページ 段

行

正

誤

七 下 三 第40条から第41条の5までを

第40条及び第41条を

○宮城県公報令和六年号外第一五号（令和六年三月二十九日付け）中

ページ

段

行

正

誤

一

下

一一

第四十四条の三の二

第四十四の三の二

三

下

後ろか
ら三

復興・危機管理部長

復興危機・管理部長

一〇

下

後ろか
ら五

同表出納局会計指導検査室長の専決事項の項を次のように改める。

同表出納局会計指導検査室長の専決事項の項中「出納局会計指導検査室長」を「出納局出納管理課長」に改め、同項に次の二号を加える。

出納局出納管理課長

一 別表第一各課長の専決事項の項に掲げる事項。ただし、

同項第三十三号中「各部長」とあるのは、「別表第二出納局長の専決事項の項第一号ただし書において読み替えられた別表第一各部長」とする。

二 証紙の管理

三 証紙の消印に係る知事が特に必要と認める者の承認

二 証紙の管理

三 証紙の消印に係る知事が特に必要と認める者の承認

同項第三十三号中「各部長」とあるのは、「別表第二出納局長の専決事項の項第一号ただし書において読み替えられた別表第一各部長」とする。

二 証紙の管理

三 証紙の消印に係る知事が特に必要と認める者の承認

イからチまでをロからリまでとし、

復興・危機管理部長

イからトまでをロからチまでとし、

復興危機・管理部長

一一

下

後ろか
ら一

復興・危機管理部長

復興危機・管理部長

一二

上

後ろか
ら一三

復興・危機管理部長

復興危機・管理部長